

令和3年9月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和3年9月15日(水)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時15分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	関根 和彦	農地調整課長	阿久津 守	農業振興課主査	野口 雅朋
	副理事	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	押野 岳大
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課係長	宇根 義雄		
議案	議案第49号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第50号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第51号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第52号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第53号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第54号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第55号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第56号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について ・2a未満農業用施設の届出について 					

<p>1 開 会 関口会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和3年9月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、引続き担当委員からの議案説明は省略し、補足等がある場合に限り説明をお願いいたします。</p> <p>なお、複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>次に、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、この会議は議事録作成をする必要があります、感染拡大防止に十分配慮した上で、マイクを使用しての進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p>
<p>2 会議成立の報告 関口会長職務代理者</p>	<p>本日は、在任委員21名、全員出席いただいております。よって、「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 関口会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号14番 石川 幸利 委員</p> <p>議席番号15番 関根 光一 委員</p> <p>を指名いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>それではさっそく議案審議に入らせていただきます。 議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 議案書に記載されているもの以外で補足説明がある場合に、説明をお願いします。</p> <p>番号1番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
<p>小 山 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>ありません。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
<p>西 形 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>ありません。</p> <p>ありがとうございました。 以上、議案第49号、農地法第3条の規定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第49号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございます。 議案第49号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
小島委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、三橋地区、山本委員より何かございますか。</p>
山本委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、新和地区、小泉委員より何かございますか。</p>
小泉委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、河合地区、関根委員より何かございますか。</p>
関根委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第50号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第50号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
小島委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、三橋地区、山本委員より何かございますか。</p>
山本委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号6番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号7番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
西形委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号8番、与野地区、高崎委員より何かございますか。</p>
高崎委員		ありません。

議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号9番、土合地区、高崎委員より何かございますか。	
高	崎	委員	ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号10番、和土地区、濱野委員より何かございますか。	
濱	野	委員	ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号11番、和土地区、濱野委員より何かございますか。	
濱	野	委員	ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号12番、和土地区、濱野委員より何かございますか。	
濱	野	委員	ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号13番、河合地区、関根委員より何かございますか。	
関	根	委員	ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号14番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。	
中	山	委員	ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号15番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。	
中	山	委員	ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号16番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。	
中	山	委員	ありません。

議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号17番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。
中山委員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号18番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。
中山委員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 以上、議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
西形委員	番号2番について伺います。譲受人の社会福祉法人の住所と、申請地の地番が同じになっているのはどういった理由でしょうか。また、今回初めての事業ということで、実績及び資金の担保について教えてください。
事務局	譲受人は申請地の住所で法人の会社登記をしており、現在は許可前なので更地ですが、許可後に社会福祉施設を建設した際には法人の所在地となる見込みとなっております。 法人の実績については、設立されたばかりのためありません。ただ、この法人の設立前にNPO法人を運営しており、そちらでは実績があります。 さいたま市にて社会福祉法人設立の認可の際に補助金や借入金についても審査をしているので、資金は担保されているものと認識しています。
浅子委員	番号6番について伺います。農地調査の際に、申請者の所有農地に草が繁茂している状況が見られたので、申請時にそうならないよう事務局で指導するようお願いいたします。
事務局	申請者は広大な農地を所有しており、そのすべてを常時耕作に使用しているわけではありません。今回ご指摘いただいた草が繁茂している箇所については、休耕している農地であると思料します。申請者もそれについては把握しているようで、適正に管理されていると認識しております。
小山委員	私から補足させていただきます。申請者は経営者が変わったタイミングということもあり、これから益々農地管理に本腰を入れていくとの話を経営者から直接確認しております。
細沼委員	番号2番について伺います。3億円余りの資金のうち、補助金の占める額はどれくらいか教えてください。
事務局	1億6450万円です。

高松委員	<p>番号11番について伺います。譲渡人の1人が特別養護老人ホームに入っていて判断能力に疑義が生じますが、どのように意思確認をしているのでしょうか。また、もう1人の譲渡人の年齢を教えてください。</p> <p>もう1点、耕作者の利用権設定に際して、元々農地を使われていた方なのか、今回が新規なのかを教えてください。</p>
事務局	<p>譲渡人が申請しているので判断能力があると理解しており、申請受付通知も送って確認を行っております。もう1人の譲渡人については、40代の子息含め世帯での耕作を予定しているため、施工後も自作が可能であると思料します。</p> <p>利用権設定の耕作者については、既に667㎡を所有していること、自作にて耕作をおこなっていることを確認しております。今回の申請はそれに加えて新たな耕作地となります。</p>
高松委員	<p>申請受付通知は譲渡人のいる特別養護老人ホームに送付されるのでしょうか。また、書類については印鑑証明は必須になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請受付通知は老人ホームへ送達されております。農地改良の申請に際しては印鑑証明の提出を求めています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第51号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第51号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第52号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p>	
		番号1番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。	
杉	山	委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>	
石	川	委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>	
細	沼	委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>	
小	山	委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>	
西	形	委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号6番、木崎地区、西形委員より何かございますか。</p>	
西	形	委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号7番、大久保地区、高崎委員より何かございますか。</p>	
高	崎	委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号8番、土合地区、高崎委員より何かございますか。</p>	

高 崎 委 員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 番号9番、尾間木地区ですので私の案件でございますが、補足はございません。 続きまして、番号10番、新和地区、小林委員より何かございますか。
小 林 委 員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号11番、河合地区、関根委員より何かございますか。
関 根 委 員	ありません。
議 長	ありがとうございました。 以上、議案第52号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
	質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第52号について、賛成の方の挙手を求めます。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	総員賛成ですので、議案第52号について、原案どおり意見決定することといたします。

議	長	<p>続きまして、議案第53号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、春岡地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
西形委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、大久保地区、高崎委員より何かございますか。</p>
高崎委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号6番、尾間木地区ですので私の案件でございますが、補足はございません。</p> <p>以上、議案第53号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第53号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第53号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第54号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議します。</p> <p>番号1～4番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第54号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第54号について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第55号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号1番から番号19番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>先に番号14番を審議します。 この案件は、私（関口委員）の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議します。</p> <p>審議終了まで退出いたします。</p> <p style="text-align: center;">— 関口委員退席 —</p>
<p>本 田 委 員</p>	<p>番号14番について、議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第55号、番号14番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
<p>本 田 委 員</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第55号、番号14番について、原案どおり証明することといたします。</p> <p>それでは、関口委員、ご入室ください。</p> <p style="text-align: center;">— 関口委員入室 —</p>
<p>議 長</p>	<p>では、改めまして審議に入りたいと思います。</p> <p>番号14番を除く議案第55号の案件について、議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>番号14番を除く議案第55号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、番号14番を除く議案第55号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第56号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。番号1番、大砂土地区、事務局より何かございますか。</p>
事	務	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 この案件は、埼玉県農林公社が中間管理権を取得するため利用権設定、申請者に6年間貸し付けるのが適切か否かについて農業政策課より照会があったものです。 以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 番号2番、大砂土地区、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>
事	務	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 この案件は、番号1番と同様、申請者に6年間貸し付けるのが適切か否かの意見照会でございます。 以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 番号3番、三室地区、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>
事	務	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 この案件は、新規就農となりますが、申請者は埼玉県農業大学校卒業後、農林公社の「明日の農業の担い手育成塾」に入塾し、今年11月をもって卒業される予定の方です。土地はもともと公社が研修用地として借り受けていた農地で、申請者が引き続き借り受ける予定となっています。 以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 番号4番、土合地区、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>
事	務	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 この案件についても新規就農者となります。申請者は農林公社の「見沼田圃就農予備校」の中級を修了し、見沼区の農園で10年間農業実習の経験を積んでいる方です。 以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 番号5番、新和地区、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>
事	務	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 この案件は、借受者に10年間貸し付けるのが適切か否かの意見照会でございます。 以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 議案第56号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>

浅子委員	番号5番について伺います。 申請者に貸し付ける賃料がJA南彩のコシヒカリ一等相当品15kg相当額との設定ですが、相場連動となっていることに妥当性はあるのでしょうか。
事務局	野孫地区で行われている人・農地プランに関する案件となっております。このプランの中心的な役割を果たしている小林委員より設定の経緯について説明をお願いいたします。
小林委員	申請者は以前より先進的な農業経営を実施している方で、農業をする上でこの制度を有効に活用したいと考えているようです。 賃料については無償の貸借でいいのではという話もありましたが、今回は15kgと設定いたしました。
浅子委員	事務局の所見についてもお願いいたします。
事務局	中間管理機構である埼玉農林公社も人・農地プランに参画されているとのことですので、このような賃料の仕組みは是であるという認識をしております。
議長	15kgというのはどのような過程を経て設定されたのでしょうか。
小林委員	通常は0kg、30kg、60kgという設定が多いですが、平均である30kgと0kgの間をとって15kgと設定されたと記憶しております。
石川委員	農地利用分配計画について伺います。 1番と2番は権利の種類が使用貸借となっているが、この理由を教えてください。
事務局	2件の権利の種類について、特別な理由は把握しておりませんが、2者間で話し合いの上契約に至るものですので、事務局としても問題はないと認識しております。
議長	ありがとうございました。 他に何かございますか。 特にないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第56号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第56号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。

<p>5 報告事項</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。 令和3年8月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知でございます。 2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p> <p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言</p> <p>本田会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これもちまして、令和3年9月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>